

小山市赤ちゃんの駅登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内のおむつ替え及び授乳等ができる施設を小山市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録し、これを広く公表することにより、乳幼児の保護者が安心して外出することができる環境の整備を図り、もって子育て支援に資することを目的とする。

(登録対象施設)

第2条 赤ちゃんの駅の登録の対象となる施設は、市内の公共施設、小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設その他民間施設であつて、おむつ替えの場の提供、授乳の場の提供及び授乳用ミルクのお湯の提供の内、一以上のサービスを提供できる施設とする。ただし、提供する各サービスの専用の場所であることを要しないものとする。

2 前項の規定により提供する各サービスは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものとする。

(1) おむつ替えの場の提供 次に掲げる基準

ア おむつ替え台、ベビーベッドその他これらに準ずるおむつ替え用の設備を備えていること。

イ 紙おむつのごみ等を利用者が持ち帰れるよう紙袋又はビニール袋等の設置に配慮できること。

ウ 使用する場所における衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。

(2) 授乳の場の提供 次に掲げる基準

ア 利用者が外部の目を気にせず授乳が行えること。

イ 使用する場所における衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。

(3) 授乳用ミルクのお湯の提供 次に掲げる基準

ア 厚生労働省ガイドライン（平成19年6月5日付け食安基発第0605001号及び食安監発第0605001号）に基づき、お湯の温度を摂氏70度以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものを提供できること。

イ 衛生面に配慮できること。

(登録方法)

第3条 赤ちゃんの駅の登録をしようとする施設（公共施設を除く。）は、小山市赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、登録の可否を決定し、登録を決定した施設に対して小山市赤ちゃんの駅登録認定書（様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録の決定を行うに当たり必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(登録事項の変更等)

第4条 第3条第2項の規定により赤ちゃんの駅として登録が決定した施設（以下「登録施設」という。）は、登録を受けた内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、小山市赤ちゃんの駅登録（変更・廃止）届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(登録の解除)

第5条 市長は、登録施設が第3条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

(表示)

第6条 登録施設の管理者は、市が交付する赤ちゃんの駅を示す表示物を施設の出入口その他利用者の確認しやすい場所に表示するものとする。

(登録施設の管理者の留意事項)

第7条 登録施設の管理者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 赤ちゃんの駅の設定の維持管理及び衛生管理について、十分な注意と配慮を行うよう努めること。
- (2) 利用者をおむつ替えの場、授乳の場又はお湯の提供を行う場に案内できる体制を整えるよう努めること。
- (3) 利用者がおむつ替えの場又は授乳の場を利用するときに、利用中である旨の表示を行うことができるよう努めること。

(利用料)

第8条 赤ちゃんの駅の利用料は、無料とする。

(利用対象者)

第9条 赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、おむつ替え又は授乳を目的とする乳幼児及びその保護者とする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設又は設備を破損し、又は汚さないこと。
- (2) 指示された範囲以外の場所を利用し、又は許可無く立ち入らないこと。
- (3) 汚物等は、持ち帰ること。ただし、当該登録施設の管理者が認める場合はこの限りでない。
- (4) 赤ちゃんの駅を利用する際の利用者の安全は、利用者の責任において確保すること。

(公表)

第11条 市長は、登録施設の名称、所在地、利用内容等を市の広報、ホームページその他適当と認める方法により公表するものとする。

(実施状況の報告等)

第12条 市長は、必要と認めるときは、登録施設の管理者に対して赤ちゃんの駅登録事業の実施状況の報告を求め、又は登録施設の調査をすることができるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

小山市赤ちゃんの駅登録申請書

小山市長

様

所在地

事業所名

代表者名

小山市赤ちゃんの駅の登録について、小山市赤ちゃんの駅登録事業実施要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施設の名称			
施設の所在地			
電話番号		ホームページアドレス	
FAX 番号		メールアドレス	
主たる業種			
サービスの内容 (該当するものに○ を付けてください。)		1 おむつ替えのための場所 2 授乳するための場所 3 調乳のためのお湯の提供	
設置場所			
利用できる日			
利用できる時間			
備 考			

※配置図等参考となる書類を添付してください。

連絡先

担当者名		電話番号	
------	--	------	--

小山市赤ちゃんの駅登録認定書

年 月 日付けで申請のあった小山市赤ちゃんの駅の登録について、小山市赤ちゃんの駅登録事業実施要綱第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり貴施設を小山市赤ちゃんの駅として認定します。

記

登録番号	第 号
登録期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
登録施設の名称	
登録施設の所在地	
登録の条件	

年 月 日

小山市長

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

小山市赤ちゃんの駅登録（変更・廃止）届

小山市長 様

所在地
事業所名
代表者名

小山市赤ちゃんの駅の登録について、（変更・廃止）したいので、小山市赤ちゃんの駅登録事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	第 号
登録期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
施設の名称	

- 1 赤ちゃんの駅の登録申込書の内容を変更したいので届け出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更内容	変更前	変更後
変更理由		

- 2 赤ちゃんの駅の登録を廃止したいので届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	